

～制度融資を活用する際の信用保証料相当額を給付します～

長岡市制度融資活用サポート補助金

長岡市では、制度融資の信用保証料相当額を給付し、ゼロゼロ融資などの既往債務の返済負担、エネルギー・物価高騰などの複合的リスクを抱える市内事業者の資金繰り、事業継続、経営改善・再生や、新事業の開発・事業化の取り組みを支援します。

◎対象制度及び補助額

制 度 名	補 助 額
①長岡市小口零細企業保証制度資金 新型コロナウイルス感染症対応要件	信用保証料全額相当分を補助
②長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金	信用保証料全額相当分を補助
③新潟県セーフティネット資金 新型コロナウイルス・物価高騰等対策伴走支援型資金(3) ※借入申込は令和6年6月30日で終了しました。	信用保証料全額相当分を補助 (上限50万円)
④新潟県フロンティア企業支援資金 新技術・新事業等展開枠	信用保証料2分の1相当分を補助 (上限50万円)
⑤新潟県セーフティネット資金 物価高騰等対策特別融資	信用保証料3分の1相当分を補助 (上限15万円)
⑥新潟県事業再生資金	信用保証料3分の1相当分を補助 (上限15万円)
⑦新潟県経営改善サポート資金	信用保証料3分の1相当分を補助 (上限15万円)

※①～④は令和6年4月1日(月)から令和7年2月28日(金)に融資実行されたもの

⑤～⑦は令和6年7月1日(月)以降に新潟県信用保証協会に信用保証依頼を行ったもので
令和7年2月28日(金)までに融資実行されたもの

※補助対象は事業者が自己負担した信用保証料です。(国や県の補助分は補助対象外)

◎申請期間

令和7年2月28日(金) まで

◎申請方法

金融機関に融資を申し込み、当該融資実行後に、下記の提出書類を産業支援課へ提出してください。

＜提出書類＞

- ・長岡市制度融資活用サポート補助金申請書兼実績報告書
- ・金融機関へ提出した「長岡市制度融資借入申込書」(対象制度③～⑦の場合は、金融機関との契約証書など当該制度を利用したことがわかる書類)の写し
- ・「市税の納税証明書(未納がないことの証明)」の写し
- ・新潟県信用保証協会発行の「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」(信用保証料計算書)の写し
- ・金融機関が新潟県信用保証協会へ提出した「信用保証依頼書」の写し(対象制度⑤～⑦の場合のみ)

◎お問い合わせ

長岡市商工部産業支援課 TEL0258-39-2222(直通)

上記サポート補助金のほか、長岡市が新潟県信用保証協会へ、信用保証料を直接支払う融資制度もございます。

- ・「長岡市地方創生特別融資・起業創業貸付」(信用保証料100%補助)
- ・「長岡市小口零細企業保証制度資金(平常要件)」(信用保証料90%補助)

詳しくは金融機関までお問い合わせください。

長岡市では⑥、⑦の申請に必要な経営改善計画の策定にかかる経費を補助しています。
(長岡市事業継続・事業承継計画策定推進補助金)

